

景観計画の屋外広告物設置基準の緩和について（審議）
（GREEN×EXPO 2027 の機運醸成に向けて）

【審議事項】

令和9年3月から開催される GREEN×EXPO 2027 の機運醸成のため、景観推進地区（関内地区・みなとみらい21新港地区）内に設置する屋外広告物について、景観計画のただし書きを適用し、設置基準を緩和することとします。

■ 広告物の設置期間：令和8年4月1日～令和9年12月末まで

■ 対象区域：関内地区全域及びみなとみらい21新港地区全域

■ 対象広告物：主催者、出展者、協賛者等及び公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という。）からロゴマーク等の使用承認等を得ているものが設置する GREEN×EXPO 2027 の機運醸成を目的とする屋外広告物全て

■ 基準緩和の例：自己用以外の設置、映像装置、投影広告物、屋上看板等

【根拠】

景観計画 第3編 景観推進地区ごとの景観計画

第1章 関内地区における景観計画

第3章 みなとみらい21新港地区における景観計画

第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

（関内地区）（みなとみらい21新港地区）にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美 対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は、この限りでない。

【理由】

協会が作成したロゴマークやマスコットキャラクター等については、統一されたデザインであり、魅力ある都市景観の形成に寄与すると認められるため、これにより、都心臨海部におけるさまざまな装飾が可能となり、より多くの来訪者や市民の方々に、GREEN×EXPO 2027 への関心を持っていただく機会を創出します。

【都市景観協議】（関内地区、みなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区、山手地区）

・都市景観協議の申出が必要となります。

・申出者等を確認します。（主催者、出展者、協賛者等及び協会からロゴマーク等の使用承認等を得ているものが設置する GREEN×EXPO 2027 の機運醸成を目的とする屋外広告物全て屋外広告物であること。）

【公式ロゴマーク】



【公式マスコット
キャラクター】



©Expo 2027

参考：屋外広告物の取り扱い

屋外広告物については、屋外広告物条例第10条第1項の規定に基づく「広告物活用地区」（令和7年8月～令和9年12月）に指定し、禁止物件や広告物等の基準を適用除外としています。（別添資料）

【景観計画 屋外広告物に関する基準】

規制等		関内地区	みなとみらい2 1 新港地区
非自己用広告の制限		山下公園通り、日本大通り、馬車道は設置できない。	設置できない。
広告物の種類ごとの制限	映像装置	建築物は2階以下、その他は上端の高さを地上5m以下とする。 地区によっては禁止している。（バス停上屋や案内サイン等の除外規定あり）	使用できない。（バス停上屋や案内サインなどの除外規定あり）
	投影広告物	表示できない。（7日以内または、10分以内の特例あり）	表示できない。（7日以内または、10分以内の特例あり）
	屋上看板	禁止地区あり。（水町通り及び海岸教会通り、本町通り、馬車道、日本大通り、北仲通り北特定地区、北仲通り南特定地区、大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区、海岸通り準特定地区、関内中央準特定地区、吉浜町周辺準特定地区）	設置できない。
	壁面看板	上端高さ：地区により15m以下、20m以下、31m以下 3階以下（馬車道） 背景色：外壁と同一色相とし、彩度を4以下	①10m以下：表示面積25㎡以下、面積割合1.5/10以下（窓面：5/10以下） ②10～20m：表示面積50㎡以下、壁面の幅の2/10以下、箱文字又はロゴマーク、窓面禁止 ③20m超：箱文字又はロゴマーク、窓面禁止、表示の高さ3m以下、建築物1棟当たり1種類、2か所以内
	広告塔・広告版	歩行者を阻害しない位置等の基準あり。	表示面積：10㎡以下、上端高さ：5m以下
	そで看板	出幅：地区・通りにより0.8m又は1.0m 上端高さ：15m以下（馬車道：6.5m） 背景色：地区により無彩色	上端高さ：15m以下 下端高さ：2.5m以上（車道4.5m以上） 出幅：1m以下
	アドバルーン	－	利用できない。
	広告旗、のぼり旗、その他	－	設置できない。（90日以下の一時利用は除く。）
	外壁のフェンス、手摺り、その他	－	設置できない。（90日以下の一時利用は除く。）
意匠	背景色（地の色）	建築物の外壁等と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下にするなどの基準あり。	－

※みなとみらい2 1 中央地区は景観計画に屋外広告物の規定なし。

※※山手地区は景観計画に屋外広告物のただし書き規定がないため、現行基準内で対応。

GREEN × EXPO 2027 に向けて屋外広告物の基準を緩和

大規模な都市装飾を可能にします！！

横浜市では、屋外広告物の大きさや設置方法などにルールを設け、良好な景観や安全の確保に努めています。

このたび、**GREEN × EXPO 2027 の機運醸成と都市の魅力向上を図るため**、横浜市屋外広告物条例に基づき、**広告物活用地区の指定を行います**。本指定により、GREEN × EXPO 2027 に関する屋外広告物について、表示場所や表示面積などの条例に基づく基準の一部を一時的に緩和します。これにより、**横浜の街なかにおける大規模な装飾が可能となり**、より多くの来訪者や市民の方々に、GREEN × EXPO 2027 への関心を持っていただく機会を創出します。

なお、大規模イベントに伴う広告物活用地区の指定は、ラグビーワールドカップ 2019™大会、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに伴う指定に続き、今回が3回目となります。

1 広告物活用地区の概要

(1) 指定期間

令和7年8月1日から
令和9年12月31日まで

(2) 対象地区

横浜市全域

(3) 対象となる広告物

以下の主体が掲出する、2027 年国際園芸博覧会（GREEN × EXPO 2027）に関連する屋外広告物が対象となります。

- ・（公社）2027 年国際園芸博覧会協会
- ・ 博覧会協賛者・出展者
- ・ 行催事の実施者
- ・ 国、神奈川県、横浜市

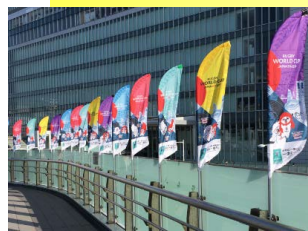
(4) 緩和の内容

- ・ 禁止物件の一部解除
- ・ 広告物の大きさ等の規制の解除

(5) 告示日

令和7年7月15日

2 広告物活用地区による主な効果



ペDESTリアンデッキなど、通常は装飾が難しい場所にも広告の掲出が可能となり、**まち全体で一体感のある装飾演出が実現します。**

大型モニュメントや大規模壁面広告の掲出により、イベントの存在感を高め、**まちの賑わいを創出します。**



詳しい内容は [こちら](#)  横浜市 HP

「GREEN × EXPO 2027（2027 年国際園芸博覧会）に伴う広告物活用地区の指定について」
https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/toshiseibi/koukokubutsu/okugaitetsuzuki/katsuyouchiku_ge2027.html



お問合せ先

都市整備局景観調整課長 立石 孝司 Tel 045-671-2006



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

